

【 議案第43号 給水条例の一部改正 】

指定給水装置工事事業者の更新制の導入に伴い、手数料に給水装置工事事業者の更新指定手数料1件につき1万円を加えます。また、水道法施行令の一部改正に伴い、条文中の水道法施行令「第5条」を「第6条」に改めます。

問 更新手数料の積算根拠は。

答 各事業体において独自に人件費等から手数料を算出している。近隣自治体においても同様となっている。